

3(28) 排出量取引 ⑧再エネクレジット その3 (環境価値換算量)

再エネクレジット(環境価値換算量)の発行を受けるには、次の申請を行う必要がある(電力量の認証後、クレジットの発行手続きが別途必要)。

- 設備認定の申請・・・再生可能エネルギーを利用する設備が基準を満たしていることの認定(登録検証機関による検証が必要)の申請
- 電力量認証の申請・・・都の認定を受けた設備において発電した電力量の認証(登録検証機関による検証が必要)の申請

1 再エネクレジット化の対象となる設備認定の申請ができる者

<原則>

- 認定の対象となる設備の所有者※
※設備の場所は、都内・都外を問わない。

<設備の所有者以外でも申請が可能な場合※>

- 再生可能エネルギーの環境価値に関する権利が自らに移転している者
- 自らが申請を行うことに関して設備の所有者から同意を得ている者
- 制度対象事業所への生グリーン電力供給者
※権利の移転が確認できる書類が必要

2 電力量認証の申請ができる者

<原則>

- 設備認定の申請者

<設備認定の申請者でも申請が可能な場合>

- 1 設備認定の場合に同じ※
※権利の移転が確認できる書類が必要

3 再エネクレジット発行までの手続

